

【別添2】請負契約書の運用基準について

文頭関係

(1) 履行場所は、作業を履行させる場所を特定することとなるため、文頭箇所の履行場所には具体的な官署名等を記載する。なお、履行場所が複数のため文頭箇所の履行場所に記載することができない場合は、仕様書等の指示によることとし、文頭箇所の履行場所には「仕様書等に記載の発注ごとに指定する履行場所とする」と記載する。

(2) 履行期間は、本契約全体の開始日時から終了日時までを示すこととし、文頭箇所の履行期間には次の記載例のとおり記載する。

【記載例】 自 平成〇〇年〇〇月〇〇日
至 平成〇〇年〇〇月〇〇日

(3) 契約保証金においては、「免除」と記載する。

第1条関係

(1) 第2項において、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、「契約の目的物（性質上必要な容器及び外包等も含む。以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、」の部分削除する。

(2) 第3項において、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、「その意図する成果物を完成させるため、」の部分削除する。

第2条関係

第1項において、本契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）といった行為については、その明確化を図るため、書面で必ず行うこととされたので、その趣旨を十分配慮し遺漏のないよう対応されたい。

第3条関係

(1) 第1項の「14日」については、履行期間、作業の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

(2) 第2項の「7日」については、履行期間、作業の態様等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第4条関係

第2項は、仕様書等で調査を実施する等の作業指示のため、成果物の引渡しの必要がある場合に採用する。また、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、第2項を削除する。

第8条から第11条関係

(1) この契約の成果物における著作権の取扱いについては、以下の①から③の内容によるものとするが、これらの内容に適さない成果物による場合は、別途契約書の内容を改めた上、契約担当官等にその契約書の内容について承認を受けなければならない。よって、第8条から第11条までの条文は、この契約の成果物における著作権の取扱いについて、以下の①から③による場合に採用する。また、この契約の成果物における著作権の取扱いについて、以下の①から③によらない場合又は作業の結果報告書等の提出のみで成果物の提出の必要がない場合には、第8条から第11条までの条文を削除する。

① 著作権法（昭和45年法律第48号。以下同じ。）第18条に規定されている受注者が権利を有する著作者人格権の公表権について、発注者が公表することができ、また、受注者に対してはその権利の行使を制限する。

② 著作権法第17条に規定されている受注者が権利を有する著作者の権利（著作者人格権及び著作権）のうち同法第19条及び第20条に規定されている著作者人格権を受注者に対してその権利の行使を制限する。

③ 著作権法第17条に規定されている受注者が権利を有する著作者の権利（著作者人格権及び著作権）のうち同法第21条から第28条に規定されている著作権の全てを発注者に譲渡させる。

また、作業の請負契約を発注する際においても契約希望者に対し、この内容を周知するため、以下の記載内容を仕様書（案）等にも明記すること。

（仕様書等への記載例）

○. 成果物における権利の帰属

この契約における成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号。）第21条から第28条に規定する権利）については、発注者に帰属するものとする。ただし、受注者が従前から著作権を有していた著作物を除くものとする。また、受注者は著作者人格権（同法第18条から第20条に規定する権利）について、発注者へ書面による事前の同意を得なければ、この権利を行使してはならないものとする。

(2) 第8条第1項において、部分引渡しに係る請負代金を支払わない条件の場合は、「（第38条第1項に規定する指定部分に係る成果物及び同条第2項に規定する引渡部分に係る成果物を含む。以下この条から第11条までにおいて同じ。）」の部分削除する。

第12条関係

(1) 第3項において、「二名以上の監督職員を置き、前項の権限を分担させたとき」とは、航空局工事等監督検査事務処理要領（昭和55年2月7日付け空経第48号。以下「監督検査要領」という。）第13条に規定する同一の契約について二名以上の監督職員を任命して権限を分担させた場合をいい、この場合には、それぞれの職務内容を監督職員通知書に明示すること。

(2) 第4項は第2条第1項の特則を規定したものではなく、契約書でなく仕様書等において権限が創設される監督職員の指示等又は承諾について、原則、書面によることを定めたものであること。

第14条関係

第2項及び第4項の「10日」については、履行期間、作業の態様等により10日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、14日未満であり、かつ、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第15条関係

第15条は、現場作業等を実施する作業のため、地元関係者との交渉等の必要がある場合に採用する。また、現場作業等の実施がない作業の場合又は地元関係者との交渉等の必要がない場合には、第15条の条文を削除する。

第16条関係

第16条は、現場作業等を実施する作業のため、調査のために第三者が所有する土地又は建物に立ち入る必要がある場合に採用する。また、現場作業等の実施がない作業の場合又は調査のために第三者が所有する土地又は建物に立ち入る必要がない場合には、第16条の条文を削除する。

第17条関係

契約の履行についての報告とは、過去の履行状況についての報告のみでなく、作業計画書等の履行計画についての報告も含むものであること。

第18条関係

第2項、第3項及び第4項の「7日」については、工程写真等の整備、立会い、作業条件等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第19条関係

- (1) 第1項において、貸与品の「性能」については、使用時間又は使用日数及び最終定期調整後の使用時間又は使用日数を仕様書等に明示すること。
- (2) 第3項の「7日」については、受領書又は借用書の作成等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第21条関係

第3項の「14日」については、調査の結果等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第23条関係

- (1) 第1項は、現場作業等を実施する作業の場合に採用する。また、現場作業等の実施がない作業の場合には、第1項の条文及び第2項の「前項の規定によるほか、」

の部分削除し、また、第3項の「前二項」の部分「前項」に読み替えた上、当該部分を書き換える。

- (2) 第1項において、作業現場等の確保ができないため作業の全部又は一部の履行を中止させなければならない場合とは、現実に受注者が作業を実施できないと認められるときをいう。

第25条関係

- (1) 第25条は、履行期間において、第1項のその責めに帰すことができない事由により、履行期間を延長しなければならない事象が発生した場合にのみ契約変更時の適用条文とすることとする。
- (2) 第1項において、その責めに帰すことができない事由とは、天候の不良、不可抗力、発注者の行う関連作業等の調整への協力又は発注者の責めに帰すべき事項等による理由によることであり、受注者に責めのない正当な理由がある場合、受注者は発注者へ履行期間の延長を請求することができる規定であるため、発注者は第43条第1項における損害金を受注者に請求することはできないものである。
- (3) 第2項において、第1項の事由のうち、発注者の責めに帰すべき事項により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその必要な費用を負担しなければならない。

第26条関係

- (1) 第26条は、履行期間において、第1項又は第2項の特別の理由により、履行期間を変更しなければならない事象が発生した場合にのみ契約変更時の適用条文とすることとする。
- (2) 第1項及び第2項において、特別の理由とは、発注者による行政運営面又は事業執行面のための理由によることである。
- (3) 第2項において、発注者と受注者が協議した結果、通常必要となる妥当な延長期間の範囲内において、発注者はその範囲内を限度として履行期間の変更を請求することができるものである。
- (4) 第2項において、第1項又は第2項の理由により受注者に損害を及ぼしたときは、発注者はその必要な費用を負担しなければならない。

第27条関係

- (1) 第1項において、「履行期間の変更」とは、第19条第7項、第20条、第21条第5項、第22条、第23条第3項、第24条第3項、第25条第1項、第26条第1項及び第2項並びに第40条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、履行期間、作業の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項の「履行期間の変更事由が生じた日」とは、第19条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第20条においては、監督職員が修補の

請求を行った日、第21条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第22条においては、仕様書等の変更が行われた日、第23条第3項においては、発注者が作業の一時中止を通知した日、第24条第3項においては、仕様書等の変更が行われた日、第40条第2項においては、受注者が作業の一時中止を通知した日とする。

- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第27条は、履行期間において、第25条第1項の事由又は第26条第1項若しくは第2項の理由以外の変更事由により、履行期間を変更しなければならない事象が発生した場合に契約変更時の適用条文とすることとする。

第28条関係

- (1) 第1項の「請負代金額の変更」とは、第19条第7項、第20条、第21条第5項、第22条、第23条第3項、第24条第3項、第25条第2項、第26条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。
- (2) 第1項の「14日」については、履行期間、作業の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項の「請負代金額の変更事由が生じた日」とは、第19条第7項においては、支給材料等に代えて他の支給材料等を引き渡した日、支給材料等の品名等を変更した日又は支給材料等の使用を請求した日、第20条においては、監督職員が修補の請求を行った日、第21条第5項においては、仕様書等の訂正又は変更が行われた日、第22条においては、仕様書等の変更が行われた日、第23条第3項においては、発注者が作業の一時中止を通知した日、第24条第3項においては、仕様書等の変更が行われた日、第25条第2項においては、受注者が第25条第1項の請求を行った日、第26条第3項においては、発注者が第26条第1項又は第2項の請求を行った日、第40条第2項においては、受注者が作業の一時中止を通知した日とする。
- (4) 第2項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (5) 第3項の「受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合」とは、第19条第7項、第20条、第22条、第23条第3項、第25条第2項、第26条第3項及び第40条第2項の規定に基づくものをいう。

第29条関係

- (1) 第1項における「賃金水準又は物価水準」による変動とは、労働者の賃金水準又は作業機械の賃貸料、運送料等に関する物価水準が著しく変動する場合をいう。なお、第1項を一般的に全体スライド条項という。
- (2) 第2項における「予期することのできない特別の事情」による変動とは、急激

なインフレーションや海外における戦争や動乱等予期することのできない特別の事情により、賃金及び物価の総体的な水準が著しく変動し、事情変更の原則が働く場合をいう。なお、第2項を一般的にインフレスライド条項という。

- (3) 第3項の「14日」については、履行期間、作業の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (4) 第4項の「7日」については、発注者と受注者との協議等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第30条関係

第30条は、現場作業等を実施する作業の場合に採用する。また、現場作業等の実施がない作業の場合には、第30条の条文を削除する。

第31条関係

第31条において、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、「成果物の引渡し前に、当該成果物に生じた損害その他」の部分削除する。

第33条関係

第1項において、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、「成果物の引渡し前」の部分「この契約の作業完了前」に読み替えた上、当該部分を書き換える。

第34条関係

- (1) 第1項において、請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、国等が発注又はその変更を行う場合は、原則として、予算の制限の範囲内により執行しなければならないが、その予算が不足している等により、請負代金額を増額できない場合又は費用を負担できない場合といった予算執行上の理由をいう。
- (2) 第1項の「14日」については、履行期間、作業の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。
- (3) 第2項の「7日」については、請負代金を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由等により7日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第35条関係

- (1) 第35条の表題において、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、「検査及び引渡し」の表題を「作業の完了検査」に読み替えた上、当該表題を書き換える。

- (2) 第2項の「10日」については、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第5条の規定により10日以内とされている。
- (3) 第4項、第5項及び第6項において、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、第4項及び第5項を削除し、第6項の「前五項」の部分を「前三項」に読み替えた上、当該部分を書き換える。
- (4) 検査の方法としては、会計法（昭和22年法律35号。以下同じ。）第29条の11第2項の規定により、契約担当官等は、前項に規定する請負契約又は物件の買入れその他の契約については、政令の定めるところにより、自ら又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な検査をしなければならないとされ、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第101条の9第1項の規定により、契約担当官等、契約担当官等から検査を命ぜられた補助者及び各省各庁の長又はその委任を受けた職員から検査を命ぜられた職員は、検査を完了した場合には、財務大臣の定める場合を除くほか、検査調書を作成しなければならないとされており、また、契約事務取扱規則（昭和37年大蔵省令第52号）第24条の規定により、予決令第101条の9第1項に規定する財務大臣の定める場合は、請負契約又物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認（給付の完了前の代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査であって、当該契約金額が200万円を超えない契約に係るものである場合とする。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、この限りでないとされているため、200万円以上における請負契約の完了及び請負契約のうち全ての作業が完了する前に作業が完了した部分の引渡を確認する場合においては工事等監督検査事務処理要領（昭和55年2月7日付け空経第48号）第39条に規定する検査調書（第15号様式）を作成すること。

第36条関係

第2項の、請負代金の支払時期は、支払遅延防止法第6条及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律運用方針（昭和25年4月17日付け理国第140号。以下「支払遅延防止法運用方針」という。）第13の2（ロ）の規定により国が給付の完了の検査を終了した相手から適法な支払請求を受けた日からその他の給付については30日以内に支払わなければならないと規定されている。

第37条関係

- (1) 第37条は、仕様書等で調査を実施する等の作業指示のため、成果物の引渡しの必要がある場合に採用する。また、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、第37条の条文を削除する。
- (2) 第1項において、部分引渡しに係る請負代金を支払わない条件の場合は、「又は第38条第1項若しくは第2項」の部分を削除する。

第38条関係

- (1) 第38条は、仕様書等において作業の完了に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分がある場合又は仕様書等で調査を実施する等の作業指示のため、成果物の引渡しの必要がある場合に採用する。また、部分引渡しを受けない場合又は作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、第38条の条文を削除する。
- (2) 第3項の「14日」については、履行期間、作業の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、十分な協議が行える範囲で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第39条関係

- (1) 第39条は、国庫債務負担行為に係る契約による場合に採用する。また、国庫債務負担行為に係る契約によらない場合には、第39条の条文を削除する。
- (2) 発注者は、入札説明書等により次に掲げる事項を了知させること。
 - ① 各会計年度における請負代金額の支払の限度額（〇年度〇％と割合で明示すること。）
 - ② 各会計年度における請負代金額の支払いの限度額は、受注者決定後契約書を作成するまでに落札者に通知すること。

第40条関係

第40条は、部分引渡しに係る請負代金の支払いを条件とせず、請負代金を一括して作業完了後に支払う場合は、第40条の条文を削除する。

第41条関係

第2項において、部分引渡しに係る請負代金を支払わない条件の場合は、「（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」の部分削除する。

第42条関係

- (1) 第1項及び第3項から第7項において、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、第1項、第4項、第6項及び第7項の「成果物」の部分「作業の完了内容」に、第3項及び第4項の「成果物の引渡しを受けた日」の部分「検査に合格した日」に、また、第5項の「成果物の引渡し」の部分「作業の完了検査」に読み替えた上、当該各部分を書き換え、また、第3項の「第4項又は第5項」の部分削除する。
- (2) 第2項において、部分引渡しに係る請負代金を支払わない条件の場合は、「（第38条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）」の部分削除する。
- (3) 第3項において、特に他の規定等がない場合については、瑕疵担保期間を原則として「1年以内」とする。
- (4) 第4項において、受注者の故意又は重大な過失により生じた瑕疵の場合の瑕疵担保期間を成果物の引渡しを受けた日又は作業完了内容が検査に合格した日から10年とする。

第43条関係

- (1) 検査期間は、遅延日数に算入しないこと。
- (2) 履行期間内に作業が完了し、検査の結果不合格の場合、作業が完了した日から契約書記載の履行期間満了の日までの日数は、修補日数から差し引いて遅延日数を算定すること。
- (3) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている債権管理法施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。
- (4) 第2項において、部分引渡しに係る請負代金を支払わない条件の場合は、「から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額」の部分削除する。
- (5) 第3項において、発注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、支払遅延防止法第8条の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成23年4月1日から適用されている政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率は「年3.1パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。
- (6) 第3項において、部分引渡しに係る請負代金を支払わない条件の場合は、「（第38条において準用する場合を含む。）」の部分削除する。

第44条関係

- (1) 第1項において、物品の製造、販売及び役務の提供等における違約金に関する条項の制定について（平成20年7月28日付け国空予管第388号）の別紙内容により、「10分の1」とする。
- (2) 第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、債権管理法施行令第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている債権管理法施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

第45条関係

第2項において、会計法第29条の8及び予決令第100条第1項第4号により、契約担当官等が作成すべき契約書に違約金に関する事項を記載しなければならぬため、「10分の1」とする。

第47条関係

第1項第一号及び第二号において、作業内容の変更が著しい量的変更として減少した場合は、契約の同一性を失うものとして、受注者に契約解除の権利を認めたものであり、その基準として、請負代金が「3分の2以上」の減少、作業の中止期間が履行期間の「10分の5を超えた」場合とする。

第48条関係

- (1) 第2項において、作業の結果報告書等の提出のみで成果物の引渡しの必要がない場合には、「作業の出来形部分の引渡しを受ける必要があると認めるときは、作業の出来形部分を検査の上、当該検査に合格した出来形部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた作業の出来形部分に相応する請負代金」の部分「作業の出来高部分があるときは、第35条中「作業」とあるのは「出来高部分に係る作業」と、第36条中「請負代金」とあるのは「出来高部分に係る請負代金」と読み替え、これらの規定を準用し、当該出来高部分に係る請負代金」に読み替えた上、当該部分を書き換える。
- (2) 第4項の「14日」については、履行期間、作業の態様等により14日とすることが妥当でない場合は、当該事情を斟酌の上、必要な範囲内で伸張又は短縮した日数を記載できるものであること。

第49条関係

- (1) 第3項「撤去」には、支給材料又は貸与品を発注者に返還することが含まれること。
- (2) 第5項の「処分」には、支給材料又は貸与品を回収することが含まれること。

第50条関係

第1項及び第2項において、受注者による支払遅滞に伴う遅延利息の割合については、債権管理法施行令第36条第1項の規定により財務大臣が定める率を「年〇パーセント」の部分に記載する。

なお、平成15年4月1日から適用されている債権管理法施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率は「年5パーセント」とされているが、常にその改正について留意すること。

文末書関係

発注者及び受注者が互いに一通を保有するため合計二通とする。

なお、支払事務等のために必要な契約書の写しの数量を本書の数には加えないこと。

附則（平成24年10月30日 国空予管第311号）

- 1 この通達は、平成24年11月1日以降、当該契約書による契約手続きの準備ができ次第速やかに適用することとするが、平成25年度契約に係る契約手続きまでには適用すること。
- 2 本契約書は、国土交通省所管の契約に係る競争参加資格審査事務取扱要領について（平成13年1月6日付け国官会第22号）別表第一の契約の種類のうち「役務

の提供等」による請負契約を締結するための標準契約書とするが、本契約書と異なる内容により契約を締結しなければならない場合には、契約担当官等にその契約書の内容について別途承認を受けなければならない。

- 3 予決令第100条の2の規定により、契約金額が150万円を超えないものについては契約書の作成を省略することができることとされているが、請負代金額が150万円を超えない場合であっても、契約内容（契約期間が長期間に及ぶ場合等）により、契約書の必要性を検討したうえ、契約書を省略するか否かを決定することとする。
- 4 当該運用基準に掲載されている、条約、法律及び政令等の各種基準が改正された場合、当該運用基準が改正されるまでの間は、改正後の当該各種基準に定められた内容を採用し、当該運用基準を読み替え、適用すること。